

議案第 3 1 号

大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第26号）の一部  
を次のように改正する。

第4条中「、陶芸指導員」を削る。

第9条第5号中「午前9時」を「午前9時30分」に、「午後5時」を「午後4時30分」に改め、同条第6号中「午前9時」を「午後1時30分」に、「午後9時30分」を「午後9時」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。